

<報道発表資料>

令和3年 3月22日

育児休業等代替職員を募集します**【申込期間3月22日（月）～4月30日（金）】**

埼玉県では、育児休業を取得する職員及び育児短時間勤務を行う職員の代替職員として勤務していただく、任期付職員の登録試験を実施します。

1 受験資格、登録試験日等

受験資格 18歳以上の方（令和3年4月1日現在）
試験日 令和3年5月22日（土）
試験会場 熊谷地方庁舎（熊谷市末広3-9-1）
申込期間 令和3年3月22日（月）～4月30日（金）
登録期間 令和3年7月1日（木）から3年間

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で実施します。
※感染状況等により、試験実施方法を変更する場合があります。

2 登録区分ごとの登録試験、任期等

登録試験は登録区分A・Bどちらも作文試験です。登録試験に合格された方は、希望により「育児休業等代替職員（登録区分A）」か「任期付短時間勤務職員（登録区分B）」または両方に登録できます。

【登録区分A】育児休業等代替職員

任期 おおむね6月以上3年未満
勤務時間 週38時間45分

【登録区分B】任期付短時間勤務職員

任期 最長1年。ただし職員の育児短時間勤務の状況により更新する場合あり
勤務時間 週14時間10分、週15時間30分、週19時間10分、週19時間20分のいずれかの時間

3 「登録案内」の配布場所

人事課、各地域振興センター、県内各公共職業安定所（ハローワーク）等で順次配布します。また、県ホームページにも掲載します。

4 新型コロナウイルス感染症の状況等による対応

新型コロナウイルス感染症の状況等により、試験の実施方法を変更するなど、緊急のお知らせについては、埼玉県のホームページに掲載して受験者にお知らせします。

5 その他

登録試験に合格した方は、育児休業等代替職員採用候補者名簿に登録されます。職員が育児休業を取得した場合又は育児短時間勤務を行う場合に、登録者の中から、さらに面接試験等を実施し、合格者を採用します。

また、社会福祉士、保健師、獣医師、一級又は二級建築士、土木施工管理技士等の免許資格を有する方については、随時登録を受け付けています。

登録されても、職員の育児休業等の状況によっては、採用されない場合があります。

※ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0201/ikukyuudaitai/>
WEBで「埼玉県 育児代替」と検索